

石垣市立小中学校体験入学（受入れ）実施要項

（目的）

第1条 この要項は、石垣市立小中学校が国内外在籍子女の体験入学を受入れることに
関し、必要な事項を定め、本市の児童生徒と他地区又は外国との交流及び国際理解を
深めることを目的とする。

（受入対象者）

第2条 石垣市立小中学校体験入学（以下「体験入学」という。）の受入対象者は、次
の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）本市出身者又はその子女若しくはその子であり、本市に一時預かり者がいる者
- （2）外国籍で本市に一時預かり者がいる者
- （3）その他教育委員会が認める者

（受入期間）

第3条 体験入学の受入期間は、1か月を超えない範囲で、体験入学希望者の希望する
期間とする。

（受入申請）

第4条 体験入学を希望する場合、保護者又は体験入学者を一時預かりする者（以下「一
時保護者」という。）は、学校長へ申し出るとともに申請書（様式第1号）及び誓約
書（様式第2号）を提出しなければならない。

（受入決定）

第5条 前条の規定により申請を受けた学校長は、教育委員会に当該申請書及び誓約書
の写しを添え申請し、教育委員会から体験入学許可通知書（様式第3号）の交付を受
けた後、一時保護者に連絡するものとする。

（事故責任等）

第6条 一時保護者は、体験入学を希望する児童生徒を傷害保険及び賠償責任保険に加
入させ、体験入学中の事故、事件等に関して、自らの責任において対応しなければな
らない。

第7条 学校長は、体験入学受入れに当たり、全職員へ安全面の指導徹底を図るととも
に、受入れ期間の安全管理を充分に行うものとする。

（実費負担）

第8条 体験入学受入れ期間中における体験入学者の給食費及び教材費等は、一時保護
者の負担とする。

（その他）

第9条 外国籍児童生徒の受入れにおいて、通訳者等の配置は行わない。

第10条 この要項に定めるもののほか、体験入学に関し必要な事項は、その都度一時
保護者と学校長が協議し、決定することとする。

附 則

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

石垣市立小中学校体験入学申請書

石垣市立 _____ 学校
校長 _____ 様

児童生徒 氏名		生年月日	年 月 日生
		学校名	
現住所			
体験入学期間	年 月 日～		年 月 日
保護者名		連絡先	
一時保護者名		連絡先	
一時保護者住所			
特記事項（健康状態、性格、食の好き嫌い等をお書きください。）			
一時体験入学希望理由			

上記児童生徒の体験入学を申請します。

年 月 日

保護者 _____ 印

一時保護者 _____ 印

※ 保護者又は一時保護者が申請してください。

様式第2号（第4条関係）

誓約書

石垣市立 _____ 学校

校長 _____ 様

石垣市教育委員会
教育長 _____ 様

_____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日までの期間（児童生徒
名： _____ ）を（石垣市立 _____ 学校）で体験入学さ
せることを希望します。

ついては、体験入学期間中の事故、事件等に対して任意保険に加入し、万が一死亡ある
いは負傷等を負った場合において、その一切の責任を学校や教育委員会に問わず、加入保
険の保障内容の範囲とすることを認め、誓約します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者 _____ 印

一時保護者 _____ 印

様式第3号（第5条関係）

石教教 第 号
令和 年 月 日

石垣市立小中学校体験入学許可通知書

石垣市立 _____ 学校

校 長 _____ 様

令和 年 月 日付けで申請のありました、下記児童生徒の体験入学の受入れを石垣市立小中学校体験入学（受入れ）実施要項にもとづき許可します。

記

1 児童生徒名

2 体験入学期間 令和 年 月 日（ ）から
令和 年 月 日（ ）まで

令和 年 月 日
石垣市教育委員会
教育長 印